

第八十七回国会 外務委員会 議 録 第 十 号

昭和五十四年五月八日(火曜日) 午前九時四十九分開議

出席委員

委員長 塩谷 一夫君

理事 愛野興一郎君 理事 大坪健一郎君

理事 奥田 敬和君 理事 毛利 松平君

理事 井上 一成君 理事 土井たか子君

理事 渡部 一郎君 理事 渡辺 朗君

川田 正則君 鯨岡 兵輔君

小坂善太郎君 佐野 嘉吉君

中山 正暉君 福田 篤泰君

河上 民雄君 小林 進君

高沢 寅男君 松本 七郎君

浅井 美幸君 中川 嘉美君

寺前 巖君 依田 実君

榑崎弥之助君

出席國務大臣

外務大臣 園田 直君

出席政府委員

外務省アメリカ局長 中島敏次郎君

外務省経済局長 手島 治志君

外務省条約局長 山田 中正君

外務省参事官 賀陽 治憲君

外務省国際連合局長 篠澤 公平君

文部省學術國際局長 松田 正君

厚生大臣官房審議官 森山 真弓君

労働省婦人少年局長 救仁郷 齊君

建設省住宅局長 藤岡 晋君

法務大臣官房参事官 田中 康久君

法務省民事局第五課長

大蔵省銀行局特別金融課長 中田 一男君
外務委員会調査室長 高杉 幹二君

委員の異動

五月八日

寺前 巖君 補欠選任 東中 光雄君

同日 寺前 巖君 補欠選任 東中 光雄君

東中 光雄君 補欠選任 寺前 巖君

本日の会議に付した案件

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めの件(第八十四回国会条約第一六号)

市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めの件(第八十四回国会条約第一七号)

国際情勢に関する件

○塩谷委員長 これより会議を開きます。国際情勢に関する件について調査を進めます。この際、外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。園田外務大臣

○園田國務大臣 今回の総理の米國訪問について御報告を行うとともに、第五回UNCTAD総会に臨むわが國の基本的姿勢について申し述べたいと存じます。

まず、総理の米國訪問につきましては、カーター大統領との会談のために、夫人とともに四月三十日から昨五月七日まで米國を公式訪問いたしま

した。総理には私並びに加藤官房副長官等が同行いたしました。

総理とカーター大統領との会談は、五月二日、ホワイトハウスにおいて二回にわたり行われました。総理は、このほかワシントンではパンス国務長官、米側経済関係、米國議会上下院の指導者及び米國言論人等と懇談され、また、ナショナルプレスクラブ主催の午さん会において演説を行われました。さらに、ニューヨークにおいて米財界人及び日本関係者と懇談をされました。

今次会談は、アジア等における国際情勢の展開を踏まえ、また経済面において日米兩國が緊密な協調のもとに一層世界経済全体への寄与を行うことが求められている中で、日米兩國首脳が日米関係の現状を検討し、また、兩國の地域的及び世界的協力について率直な意見交換を行うことが、日米兩國、ひいては世界のためにきわめて重要であるとの認識に基づいて行われたものであります。

カーター大統領との会談は、現在の強固な日米関係を反映してきわめて友好的な雰囲気のもとに行われました。そして、幅広い分野において兩國が直面する重要な諸問題について率直な意見交換が行われ、両者の間に完全な相互理解が図られるとともに、共同声明に見られるとおり、今後の政策の方向づけについて日米兩國の間に共通の認識が得られました。総理は、カーター大統領に対し、米國が自由世界のリーダーとして自信と勇気を持って世界的役割りを遂行すべきこと、日本がその経済力にふさわしい国際的責任を負担すべきことを述べられました。これが今回の会談の基調をなすものであると考えます。

当面の日米間の懸案である経済関係については、日本としては内需拡大や市場開放等を通じて、また、米國としては、インフレ対策や石油輸入の抑制等を通じてそれぞれ国際收支不均衡の是正に努めるといふ中期的な展望を明確にし、そ

のような展望のもとでの日米間の話し合いを進めていくことにつき、日米首脳の間で意見の一致を見ました。政府調達問題を中心とする日米間の当面の貿易経済問題につきましては、できる限り早く解決すべく鋭意話し合いを継続することに合意をいたしました。

今回の訪米、特に米議會訪問等を通じて、改めて日米貿易経済関係についての対日批判の根強さを感じましたが、これら批判に適切に対処していくためにも、カーター大統領訪日までに当面の懸案に解決のめどをつけ、もって日米貿易経済関係を、より安定化しておく必要があります。

以上のとおり、今次訪米においては、第一に、兩國首脳が打ち解けた雰囲気の中に相互の理解と信頼を深めるといふ訪米の目的は十分に達成され、第二に、経済問題について、先に述べましたとおり合意ができた結果、今後の日米経済関係の安定と発展のための基礎が固くられ、第三に、日米が協力して世界の平和と安定のためにそれぞれ役割りを果たしていくべきことが再確認されましたことは、日米関係が一九八〇年代に向けて実り豊かなパートナーシップとして築き上げていく上で重要であると考え次第でございます。

次に、第五回国連貿易開発會議に臨むわが國の基本的姿勢について申し述べます。

第五回国連貿易開發會議は、昨七日マニラにおいて開会をされ、六月一日まで四週間の審議を行うことになっております。わが國からは大平総理が首席代表として出席をし、五月十日に代表演説を行う予定であります。

わが國としては、今次UNCTADが八〇年代の南北関係の展望を明らかにする機会として格別の政治的意義があるのみならず、わが國と緊密な関係を有するASEANの一国フィリピンで開催されること、及び東京サミットにおける南北問題審議にも大きな影響があると予想されることにも

かんがみ、この会議をきわめて重視し、総理自身
が出席することに踏み切ったものであります。総
理は、代表演説において、わが国の南北問題に對
する基本的姿勢を表明しますが、特に開発途上國
の国づくりのためには、開発の担い手たる人材の
養成、すなわち、人づくりが重要である点を強調
されることになりました。

今次會議の議題は、世界經濟の相互依存關係、
貿易、一次産品、通貨、金融等、南北問題のあら
ゆる分野にわたっており、開発途上國から出され
ておるものも要求については、會議における
討議を通じて、南北双方がともに裨益するよう
な妥當な解決方法が見出されることが期待されてお
ります。わが國としては、わが國の基本的利益
は、開發途上國を含む世界全体の政治的、經濟的
な安定と發展を図ることによって、初めて増進さ
れるとの認識に基づき、開發途上國の開発のため
の多様な必要にこたえ得る総合的施策をつくり上
げるとの基本的姿勢を持って、積極的な態度で今
次會議に臨むこととしております。

先に述べましたように、今次會議の討議事項は
多岐にわたっており、そのうち、相互依存
關係、貿易、一次産品、通貨、金融等の主要問題
に對するわが國の方針は、次のとおりでありま
す。

まず、相互依存關係の問題に関しては、政府と
しては、世界經濟の安定的發展のために開發途上
國が果たし得る役割は、ますます増大している
と考えておりますので、世界經濟の運営へのこれ
ら諸國の一層積極的な参加を促すとともに、八〇
年代に向けての南北間の對話と協力をさらに促進
してまいりたい所存であります。

貿易の問題については、保護主義防圧の必要を
強調するとともに、東京ラウンド交渉の成果の円
滑な実施を確保することの緊要性を強調し、この
成果への開發途上國の最大限の参加を強く呼びか
けたい考えであります。また、貿易から得られる
利益が幅広く均てんされるようにするため、一般
特惠制度の枠内で、後発開發途上國に對する特別

措置を検討していくこととしたい所存でありま
す。

一次産品の問題に関しては、今次UNCTAD
前に共通基金の基本的要素について合意に達し、
これを今後の共通基金協定の作成作業の基礎とす
ることにつき合意を見たことは喜ばしい次第であ
ります。わが國としては、同基金が各グループの
諸國にとり満足いく形で早期に設立されるよう
う、さらに努力する所存であり、このようなわが
國の積極的な姿勢を表明したい考えであります。

通貨、金融の問題に関しては、開發途上國から
の要望の強い政府開發援助の三年間倍増を確実に
達成し、今後とも、その量の拡大及び質の一層の
改善に努める所存であります。また、後発開發途
上國への援助については、特段の配慮を払いたい
考えであります。

以上申し述べましたとおり、政府としては、今
次UNCTAD総会の格別の重要性にかんがみ、
当外務委員会においてかねて御指導と御鞭撻をい
ただいているところを踏まえ、格段の決意と抱負
をもってこれに臨む所存であります。

この總會が実り多き成果を上げられるよう、当
委員会各位の御理解と御支援を特にお願い申し上
げる次第であります。

○塩谷委員長 次に、經濟的、社会的及び文化的
權利に関する國際規約の締結について承認を求め
るの件及び市民的及び政治的權利に関する國際規
約の締結について承認を求めるとの二件を議題
といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。渡部一郎君。

○渡部(一)委員 私は、市民的及び政治的權利に
関する國際規約並びに經濟的、社会的及び文化的
權利に関する國際規約に関する御質問をいたすに
当たりまして、まず、國際人權規約の人權及び基
本的自由の尊重に関する基本的な精神は、日本國
憲法を支える理念の一つであるという立場から、

これを高く評価し、日本の国内法に對するさまじ
まな影響を考慮して、同規約において認められた
諸權利の完全な実現を達成するため、規約の精神
にのっとりまして今後必要な国内的措置を講ずる
ことが必要だと存じておるわけでありまして、並
びにこうした立場を日本政府がとるということ
が、人權及び基本的自由の國際的な水準を引き上
げ、ひいては日本國の國際社会における地位とい
うものを高め、信用を高めるものになると思つわ
けであります。

きわめて基本的な問題でございますが、外務大
臣にまとめて御所見を伺いたいと思つます。

○園田國務大臣 いまの御發言のとおりでありま
して、本人權規約の批准をいたさ締結した暁に
おいては、この中に規定する諸權利の一層の拡充
のためにさらに努力をすることは当然であり、か
つ締約國の責任であると考えます。したがいまし
て、各國もそうでありまして、締約いたしましたし
て、その規定を守るために逐次国内法を適切に改
正していつておりますので、この中に規定する諸
規定を守るために、漸次御相談をしながら国内法
も考慮していかなければならぬと考えておる次第
でございます。

○渡部(一)委員 今回の國際人權規約の審議の中
で、特に目立った数点の中で男女平等の問題があ
ります。

この問題に對しては、すでにわが國の労働省を
中心として男女差別というものを、古くは保護あ
るいは保護の対象という立場から職場における特
に女性保護という観点の法律が多くあったのに對
しまして、この人權規約の方向と國際的な潮流
は、労働に對する男女平等、一律的な平等という
ものを示唆するものであります。私どものこうし
た問題に對する考え方は大きく転換を迫られてい
ると思つます。したがって、これらについて、こ
ういう考え方でいくのか、あるいは旧來の日本の
やり方でいくかということ、かなり大幅な考え
方の変更を来さなければならぬ、こう考えてお
るわけでありまして。

労働省にお伺いをいたしますが、こういう男女
間の雇用を中心としてさまざまな差別の問題に関
し、たくさん国内法が同規約とは事実上抵触す
るものと思われまして、どういふ国内法が人權規
約との關係で調整を要するか。また、基本的には
どういふ考え方が調整を要するか。また、それに
對してどういふ対策をとらうかとされてはいるか、一
括して御答弁をいただきたいと存じます。

○森山(真)政府委員 職場の男女平等につきま
しては、まず現在のわが國の法律の中で労働基準法
の第四条に、賃金について女子であることを理由
に差別してはならないという規定がございます。ま
た、これによりまして賃金につきましては男女同
一労働同一賃金という原則が法定されているわけ
でございます。

さらに賃金以外の労働条件、いろいろございま
すが、たとえば昇進、昇格であるとか、教育、訓
練であるとか、福利、厚生であるとかあるいは労
働時間その他、そのほかの労働条件につきましては
は、労働基準法には男女の労働条件についてはな
らないという格別の規定がございませぬが、實際
問題としてそのような問題が起りましたときには
は、現實には司法的救済というものが行われて
おります。その司法的救済の根拠になりますのは、
民法の九十条、公序良俗に反することは無効
であるということによりまして救済をされている
という状態でございます。

現實には、そのような差別の疑いのある場合
に、一人一人の人がすべて司法救済を受けるとい
うことは不可能でございますが、行政指導の一つ
の大きな柱といたしまして、賃金以外の労働条件
につきましても男女の差別が発生いたしませんよ
うに、発生いたしましたものが救済されますよう
に、いろいろ方法を講じまして行政指導を積極
的に行っているところでございます。特に、定
年、退職につきましては、女子であるということ
がそれだけで不利になるといふことがありませ
んように、二年前から改善のための五カ年計画を
実施しているところでございます。

しかし、先生御指摘のように、これだけでは十分ではないという考え方が最近の内外に大変強まってまいりまして、特に昨年十一月二十日、労働基準法研究会の報告が出されましたが、その中におきましても、現在の法律制度では不十分であるので、別に職場における男女平等を確保する新しい法律制度が必要であるということを描き出していただいております。これを参考にいたしまして今後関係審議会において十分御審議いただいた上、新しい方向を求めていきたいと考えております。

○渡部(一)委員 私もこうした問題について必ずしも詳しくわかってはいるわけではございませんので、むしろお伺いする立場でお話を承りたいのですが、さきに当委員会の問題になりました男女の権利、平等の問題で国籍法との関連で討議が行われたことがございました。すなわち憲法二十二条二項に定める国籍自由の原則に基づきまして、また本規約の中にも国籍の取得に関する部分がございますが、新国籍法は、婚姻により夫婦の国籍に變動を及ぼさないとする夫婦国籍独立主義をとっているわけでありまして、子供の出生による国籍の取得については、子供が嫡出子の場合、父が日本人であるときは日本国籍を認め、非嫡出子の場合に限り補完的に母子関係に基づく日本国籍を認める父系優先主義と言われるべきものとしておられることが明らかであります。

ところが、この点についての各国国籍法の最近の動向を見ますと、父系優先主義というものは両性平等原則に反するという考え方がかなり一般化しつつあり、国籍法上は父方と母方を区別し、父方血統を優先させるといふことは両性の平等法における平等をうたう国際人権規約に反するおそれが出てくる可能性が考えられ、したがって、わが国籍法も、西独、フランス等で行っているような父母平等主義を認めるよう所要の改正を図る必要性が生ずることもあるだろう、こういうふうな思われるわけでありまして、もちろん二重国籍をたたくさん生じてしまつて、後の混乱を招くというこ

とは避けなければならないとしても、わが国の場合、日本国内において出生された生地主義をとる国の子供、そして日本人妻の子供というものが無国籍の状態になっているということがすでに指摘されたとおりであります。沖縄県における何百という非嫡出の子供に対して無国籍状態が発生しておる。こうした問題はこの男女差別の問題及び国籍法の問題、それから日本の婚姻に関する諸規定の問題等が絡んでいる問題であり、関係省庁におかれましては今後十分の御討議をされなければならぬ問題とは存じますが、人道的諸問題でありますので早急に解決されるべきことが妥当ではないか、こう思うわけでありまして、この点どこまで着詰められましたか、御答弁をいただきます。

○藤岡説明員 お答えをいたします。国籍法の問題は私も法務省の中で民事局の所管でございます。ただいま先生御質問の点につきましては、当委員会のこれまでの審議の過程におきまして民事局長から一応御答弁があったように承知いたしておりますが、本日民事局長あるいは民事局の担当の者が出席いたしておりませんので、先生のいまの御指摘の点を帰りましてお伝えしたいと思っております。

○渡部(一)委員 必要な御答弁がいただけないと困りますので、私の質問時間もうちょっとでございますから、その間に駆けつけてこられまして御答弁していただきますよう、本委員会の質疑はほとんど本日の午前中で終わりますから、その間に御答弁いただきますようお願いいたします。

それでは具体的な男女差別の問題であります。イタリアとかスウェーデン、西ドイツ、フランス、インドネシア等においては、産前産後の休暇と賃金保障についてはかなり高い水準になっているやに伺っております。イタリアは産前二カ月、産後三カ月、賃金保障八〇%、スウェーデンでは前後六週間、賃金保障前二カ月、後六カ月の九〇%、西ドイツでは前六週間、後六週間、保障八〇%、フランスではそれが九〇%、イ

ンドネシアでは前後一カ月半、保障は二〇%、また私が聞くところによりますれば、中国ではこれについてやはり六カ月前後の賃金保障期間を前後に設けているようでありまして、これらに比べますと、国境の差はございますけれども、休暇期間も賃金保障もわが国は直観的に言いますとかなりレベルの低い水準にあるのではないかと。一概にパーセンテージでは比較できない点もあるように思いますが、これを人権規約の批准を機会として見直し作業が必要ではないか、こういうふうな思われるわけでありまして、わが国の実態はどうなっているか、またそれに対してどういう改良を考へられておられるか、承りたいと存じます。

○森山(農)政府委員 産前産後の休業につきましては、労働基準法によりまして、産前は現在六週間、任意の休暇ということになっております。産後は六週間ですが、そのうち五週間が強制で、最後の一週間につきましては、お医者さんの証明によりまして、また本人の希望によりまして就業することができるといふふうになっております。その間の手当につきましては、健康保険の方で見えていただいております。十分ではございません、確か六〇%であったかと存じますが、見ていただいている状態でございます。しかし、先ほど申し上げました労働基準法研究会の報告によりますと、先生御指摘のような国際的な情勢もあり、また特人労働者の割合の高まりということも考慮に入れまして、産前産後の休業を中心といたしまして母性保護につきましては、特に手厚く改善するべきであるということをお勧めいたします。産後休業については特に八週間ということをお勧めいたします。せよという御指摘もございまして、また定期検診のための時間を労働基準法の中で認めるようにするべきである、あるいは妊産婦の時間外労働や深夜業については禁止すべきであるというふうな考えを示されております。これらにつきましては審議会の御検討をいただいた上で、今後の方向として求めていきたいというふうな考えております。

○渡部(一)委員 わが国では男女平等の原則がまだよく理解されていない点があるのではないかと私は思っています。たゞ、男女両方とも重量クレール車を運転させて、同じ給料を払うことが男女同士のなにかという有名な議論があるわけでありまして、一方、男女は差があるのだということをお勧めし過ぎる余り、その就職するパーセンテージが違つておる、職種が制限されておる、また取り扱いは違つておる、あるいはつき合ひ、交際、文化的な配慮というものが全く違つておる。政治、経済、社会、教育、あらゆる分野にわたつて女性というものは劣つたものであり、第二の性であり、そして女性というものは本来男女平等になじまぬものだという考え方もいろいろの色濃く存在するわけでありまして、そういうものがおくらされた考え方があり、これは日本が戦前からとつてきた儒教教育がいまや社会体制の中に組み込まれてきた点があるのではないかとおられる節があります。こうした見直し作業をする際には、労働基準法研究会の婦人労働法制に対する報告というものがよりどころになっていまして、改良が進められようとはしてはおりますが、それだけでは得ない大きな配慮、見直しの分野というものが広がつておるのではないかとおられるわけでありまして。

そこで、局長にお伺いしないで、局長は女性でいらつしやうと思つて、こういう点についてはむしろ男性側の方が発言した方がよいと思つてはいますから、外務大臣、ひとつこの辺をお答えいただきたい。つまり私の言わんとするのは、男女差別の問題というものは政治、経済、教育、その他あらゆる分野において日本の社会体制になつておるものであり、これを改良するためには、一労働省や一分野の研究、検討だけでは済まないものがある。差別があつていふ分野とよくない分野とあるけれども、不必要に男女の体力格差、その他生理的な格差を論ずることによつて、男女差別をさらに深化させていこうという雰囲気がかきわめて強

い。会社で首を切るときは、一番先にパートタイムの女の人を首にしてしまふ、既婚者はパートタイムとしてしか採らない、こういう状態の差別がいま産業界で猛然と起つてきている。また一方で、均等な試験が行われても女性だけは全然別だ、話のほかだ、会議、打ち合わせその他も全部別だというふうになされる。いまの日本の社会の仕組み全体を新たな観点から、これでよいのかと見直す作業が必要ではないか、こう思っているわけでありまして、その点本日御出席の唯一の国務大臣にこうした件に関して政府の基本的な考え方を概括して述べていただきたいと思うわけであり

○園田国務大臣 いろいろ問題がありますが、特に男女差別の問題は労働省だけの問題ではなくて、これは内閣自体の問題であるという御発言は私もそのとおりに考えます。いろいろ考えてみますと、男女平等、同権という憲法の規定はあるものの、まだいろいろな問題が残っておりますし、それが社会環境の一つの大きなガンになっておるわけでありまして、政府自体としてこれと取り組み、政府が関係各省と相談するという方向で検討していきたくと考へます。

○渡部(一)委員 人権規約の精神は、国家が管理するところのすべての人々は法の前に平等であり、人種、言語、宗教等によりいかなる差別もしてはならないという原則がこれには強くうたわれているわけでありまして、そういたしますと、わが国でもつばら考えられなければなりません。一つは外国人の取り扱いであらうかと存じます。わが国の法制上、外国人の取り扱いについてはいろいろな形で差別が行われてきたわけでありまして、むしろいままでの考え方は、それは差別ではなく当然の日本の権利であるともなされてきたわけでありまして、今回はそうした考え方を放棄するわけでありまして、

もう一つ政府関係の御説明の資料の中にあつて私はぎくつとしてしまつて、読み上げようと思つたのですが、資料がいまどこかにもぐつてしまつ

ましたから私の記憶するところで申し上げますと、要するにレベルの低い福祉水準の国家とわが国との国内法制を比べると、わが国の法制はかなりレベルが高い、向こうは低い、だから相互に両方ともが等量主義と申しますか、フィフティ・フィフティであるためには、向こうが水準が低い以上はこっちも水準が低いのだ、向こうで国民健康保険がない以上はわが方も国民健康保険の中には入れないのだ、こういう考え方が存在してつたということ、これは私は今回の人権規約になじまない考えではないかと思ひます。つまり、相手国政府の福祉水準や行政水準が低いからといって、それに対する報復を日本国内にいる外国人に対して行うということは、国家が人間に対して、個人に対して報復するという立場になるのではないかと、いまやこの国の国民であろうとも日本国民の福祉の水準の中に抱き取つて、それを大きく抱えていくことが大事なのではないかと思ひます。また、またこういう原則がはつきりしてくれば国内法制をおくらせている一番基礎的な問題が実質上は解決することにもなりますので、こうした考え方に關する基本的な政府の取り組みの姿勢というものを述べたいと存じます。

○實陽政府委員 答えをいたします。ただいま御指摘の点でございまして、今回の人権規約の重要な意義は、やはり内外人平等を実現するということにございまして、政府といたしましては御指摘の線に従ひまして今後鋭意努力をしましては御指摘の線にございまして、ただ同時に、この人権規約が公共の福祉その他あるいは合理的理由、そういうものを挙げまして制限し得るといふ規定がございまして、われわれといたしましてはこの規定を過大視いたしませんで、なるべくこれは採用しないという方向で努力をしましてまいります。ただ、中には公証人とか水先人とか弁理士とかという職業につきましては、これらの職業に伴い

ます特別な性格にかんがみまして外国人に制限を設けておるといふのが実情でございまして、そういうことがございまして、また相互主義の点につきましては、弁理士については相互主義をとつておる、あるいは年金につきましても一部のものにつきましては通算協定を必要とするというふうな考え方がございまして、これはあくまで非常に個別的な配慮でございまして、全般的には渡部委員の御指摘のような方向で今後さらに努力を重ねてまいりたい、かように考えております。

○渡部(一)委員 ここにいま述べられた、非常に簡潔にまとめていただいたお話の中に、わが国の人権規約に対する姿勢の中で留保にあらざる留保と言われる部分が存在するわけでありまして、それは何かと言へば、いま述べられましたように、年金に關する部分で、財政的理由はなほ大きな部分があることを私も容易に推察することができるところでありますし、あるいは弁理士であるか、国家公務員であるとかあるいは一部弁理士も入るのでしようか、こうしたものについて相互主義の体系が厳格に組まれており、こうしたものに対して日本の法制の中で差別した扱いをすること、これが日本側の権利のような形で表面されてはいるということ、これは改訂すべきポイントではないかと思ひます。今後これは改良すべきポイントではないかと思ひます。

○藤岡説明員 答えをいたします。ただいまいわれる出入国管理特別法に基づく退去強制についての御質問がございまして、けれども、実はこの出入国管理特別法による退去強制は、大韓民国の国籍を有する者で同特別法に定める手続によりましていわれる協定永住の許可を受けている者、非常に限られた人についてのみ適用される法律でございまして、一般の外国人の場合には出入国管理令に基づきまして、たとえば実刑で一年を超える刑に処せられた者は国外に追放され得る、こうなつておられるのに対して、ただいま申します出入国管理特別法によりまして、七年を超えて初めて退去強制が可能である、こういうふうになつておられるわけにございまして、しかも、この特別法は、御案内の昭和四十年の日韓基本条約並びに日韓法的地位協定という二国間の国際協定に基づきまして、この国際協定を実施するために定められた法律でございまして、そうして、いま申しますように一年に對し七年というきわめて顕著な優遇措置、配慮が払われておるわけにございまして、さような意味におきまして、人権規約につきましては先生が先ほど御指摘のような基本的な立場は私も先生と全く同じでございまして、けれども、ただいまのところ、いわゆる七年を超える刑に処せられた、非常に重い刑に処せられた者の退去強制につきまして、人権規約との関係において、人権規約が批准されるがゆえに何らか今後特

えましても悲惨のきわみである。最近法務省におかれましては、こうした規定の運用をきわめて慎重に扱われている点も現に伺つてはいるわけでありまして、けれども、実際問題として退去強制手続に關する部分はこの人権規約の批准ともいふよりは再検討されるべき内容を数多く含んでおるのではないか。これ以上は余り細かく申し上げません。非常に細かい御配慮がたくさんあるようございまして、私は言葉を選んで申し上げているわけにございまして、この点は今後どうなさるおつもりか、前向きな姿勢を出していただきたいと存じます。

別に運用方針を変えなければならぬというふうには必ずしも考えておられないわけでございます。ただ、先生御指摘のような人権規約の基本的な趣旨、精神は、この在日韓国人の場合に限りませず、すべての外国人を処遇いたします上で常に肝に銘じて運営をまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○渡部(一)委員 これが余りいい答弁とは私は思えないのです。いま私にわかりやすいように非常にやさしい言葉で言われましたが、運用の上で人権規約の精神を生かせるように行政指導を行う旨述べられ、法律の上では、二国間協定の規定もこれあり、これを簡単に直すことがむずかしい旨述べられたと私は理解したわけでありませぬ。二国間協約の規定でありませぬ、これは立法府の議論でありませぬ、人権規約の精神にそぐわないものは直す方向で検討していくことが将来の検討課題になるかと存じます、あなたはただいま、ただの行政官としておいでになつたのではなく、政府委員として御来場賜つたわけでありませぬ、こうした場合も今後は十分検討すべき課題になるのではないかと、この辺の現行法規における困難性は議論するつもりは毛頭ない。今後検討するかどうか、そういう方向で何らかの法律改正措置を含めて検討する用意があるかどうか、その辺のところを、姿勢をお伺いするわけでありませぬ。

○藤岡説明員 多少古足らずであつたかと存じます。人権規約は、A規約はもとよりでございますが、B規約におきましても、いわゆる外国人の入国、滞在それからいわゆる国外追放等々の外国人管理に関する措置、取り扱いにつきましては、B規約の中に、十二条において、これは内外人すべてでございますが、いわゆる出基国の自由を、第十三条においていわゆる国外追放処分が適正な法定の手続によって行われるべきこと、これだけのことを定めているだけでございませぬ。したがって、問題は、A、Bいずれかの規約のいずれか

の条項よりして必然的に国内法の措置云々ということではなくて、その意味では、現行の私どもの日本国の外国人管理法は両規約のいずれの条項に照らしましても不都合はないわけでございます。それで、そういうレベルではなくて、まさしく先生御指摘のような、両規約を貫いておる、底を流れておるような普遍的な人権の尊重、人道主義というものを踏まえて見直しをする余地があるのではなからうかという問題にならうかと思つてございませぬ。さような意味におきましては、すべてのもは完全なものは一つとして地上にないわけでございますので、今後とも検討の課題として念頭に置きたい、かように考えております。

○渡部(一)委員 じゃ、この部分はこのぐらいにしておきたいのですが、いま最大限度お答えになつたように思ひますので、今後の御努力をお願いしたいと思ひます。

外国人登録法で、常に外国人の方が登録証というものを身に帯してないといふと処罰されるという状況がございませぬ、こういうこと好きな国家もあるわけでありませぬ、わが国民の感情からいいますとこれは相当ひどいなどという感じもしないではない。また、政治活動の自由の問題について多くの論議のあるところでありませぬ、参政権のような極端にわが国民の資格と結びついていふものについては、それは与えられないのが当然かと存じますけれども、政治的意見の表明等については余り厳格に、これを参政権への参加と同じように制限するといふことは、本規約の趣旨から申しましてもまずいのではないと思ひます。これについては数々の判決もあることでありませぬ、今後は御配慮いただく中に入れていただきたいものと存じます。

また、特に御返事をいただきたいのは、政治的な難民の処遇についてであります。わが国の入管令では、政治難民を主張する者に対しての特別の審査手続がない、受け入れその他処遇の手続がないといふことについては当委員会におきましても何度か問題になり、論議の対象になつたところで

あります。この辺で一括して政治難民に関する制度の速やかな創設が望ましいことを申し上げ、これに対する基本的なお立場を、簡略で結構でございますが示していただきたいと存じます。

○藤岡説明員 いわゆる政治難民、政治亡命者の処遇に関する国内法制の整備の問題でございませぬけれども、目下のところ、私どもの入国管理局のつかさどつておりますところの政治難民の法的地位を新しく国内法上創設するというところについては、具体的にその方向でやるところに参つておりませぬ。諸外国の例を見ても、さような特別の難民としての法的地位を国内法制において定めております例はむしろきわめて少数でございませぬ、少数であるからまねしないんだという意味ではございませぬけれども、必ずしもそういう国内法制上定めなくても政治的難民に対して所要の人的な措置、処遇をすることは可能である、こういう立場でございませぬ。

○渡部(一)委員 この政治難民の処遇に対して入管局長から、外務省がこれまでおとりになつた御答弁も申しさうございませぬ、取り扱ひの方向につき御答弁いただきたいと存じます。

○賢陽政府委員 お答えいたします。政治難民につきましては、ただいま法務省から答弁がございませぬけれども、外務省といたしましても、入国その他の面も含めまして、人権規約が難民に対して全面的に適用されるものでございませぬので、まずこれを御審議いただきまして御批准を賜り、次いで難民条約につきまして大臣から御答弁ございませぬように来国会に御提出申し上げるということで、これはもっぱら難民条約の方は入国いたしました後の話でございませぬけれども、これにつきましてもさらに完備を期するといふことでございませぬ、努力してまいりたいと思つております。

○渡部(一)委員 次に社会保障の面でございませぬが、人権規約は、国籍による差別の取り扱ひをA規約二条二項、B規約二条、同二十六条等において明示しているわけでありませぬ。ところが、入管

令二十四条の四号のホというのが問題でありませぬ、公共負担者の退去強制を定めておるため、生活保護を受けるようになった外国人は退去強制になるという原則になつております。こうしたことでございませぬ、人権規約における国籍による差別的取り扱ひを禁止する項目と正面からぶつかつてくることになるわけでありませぬ。私がいままでにも当委員会において指摘したこともあるかと存じますが、らい病、精神病等の病気の方々に対して、あるいは貧困の理由を持つて居る方々に対して、これはただいまの入管令の退去強制の項目によりまして退去させられてしまふ、これははなはだしくぐあいが悪い規定ではないかと思ひます。すなわち、一九五一年の入国管理令二十四条で、不法入国、不法上陸、不法残留、刑罰法令違反等のほかに、在留外国人で「ハ、らい予防法の適用を受けているらい患者」「ニ、精神衛生法に定める精神障害者で同法に定める精神病院又は指定病院に收容されているもの」「ホ、貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上困窮又は地方公共団体の負担になつて居るもの」という規定は言ひ回しが非常に大まかでありませぬから、「負担になつて居るもの」なんといふと、それこそ道を歩いていても負担になる形にはなるのでありませぬ、この言ひ回しといふものは、ちよつとめんどうなのは全部追い出せといふ考え方で、今回の人権規約の諸制度からは、とてもじゃないけれども見直さなければならぬ部分はないかと思つてございませぬ。法務省にばかり八つ当たりするようでは、私は法務省に恨みも何もございませぬけれども、問題の核心部分がございませぬので、大臣にかわつて、ひとつ明快なる御答弁、方向性を出していただきたいと思ひます。

○藤岡説明員 お答えをいたします。先ほどお答え申しましたように、在留外国人の国外追放処分がいかなる場合に許されるかといふような点につきましては、人権規約は何も言及

してないわけでございます。ただ、確かにただいま御指摘のように、出入国管理令の二十四条に定められておりますところのいわゆる退去強制事由のうちで、たとえば生活保護を受けたというような外国人を退去強制することができるといふことになっておる。片や、いわゆるA規約の第九条を見ますと、「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認めらる。この定めておるわけでございます。私どもの理解するところでは、A規約の第九条が言うところの「すべての者」の中には外国人が含まれる。しかしとするならば、日本に在留中のある外国人が社会保障措置としての生活保護を受けた、つまりAの九条に定めるところの権利を具体的に享受したことをもって、それを理由として退去強制、国外追放するとは何事か、こういう問題が確かに起ころうかと思つておるわけでございます。ただし、先生御指摘の出入国管理令の二十四条の四号の八、つまりらいか精神衛生でございますが、これは主管の御当局の御意見を聞かなければわかりませんけれども、私どもの理解するところでは、生活保護とは基本的な趣旨がかなり違つてであろう。一番問題なのは、生活保護つまり二十四条の四号のホに該当する外国人の国外追放が、A規約の九条と趣旨、精神において矛盾しはしないか、こういう問題が一番顕著な問題であらうかと存じます。

その点につきまして、さような前提で簡潔にお答えいたしますと、A規約の九条は、役所別で申しますと私どもの所管でございますので、よその役所でございまして、ちょっと物の言い方を私もここで少し考えながら言わなければいけないわけでございますが、要するに、たとえば日本を通過する目的で、ちょっと立ち寄つただけの外国人が、不幸にしてたまたま生活保護を受けなければならぬような状態に陥つた場合、あるいは日本へ観光客としてやってくる外国人、これは滞在期間が六十日でございます。きわめて短期間の滞在しか予定されていない外国人でございます。さような外国人が、何らかのアクシデントでもって

生活保護を受けなければならぬようになったような場合、さような外国人についてまでも、ここでAの九条でいうところの社会保障についての権利を規定しているのだからどうかとあらうか、さらに、もう一つ申しますと、いわゆる不法に入境して潜在している外国人もございまして、これは事実上日本の領域の中におるといふ点ではやはり広い意味での在日の外国人でございます。さような不法入境潜在中の外国人が生活保護を受けなければならぬとなつた、さようなものにまでAの九条は社会保障についての権利を保障しているのだから、どうもそれは問題ではなからうか。このAの九条で言うところの権利は、常識的に考えまして、外国人の場合、ある程度の期間以上、十五日とか一月間というような短い期間でなくて、ある程度の期間以上その国に滞在している外国人に限られるのにならうか。もし、しからずとすれば、大衆あれですけれども、日本の周囲には格段に貧しい国がいろいろございまして、そこからやってきました、観光客でございますと申して入境して、たとんに生活保護を受ける、日本で生活保護を支給している金額は、それらの国の生活レベルの数倍の金額を支給しているはずでございます。それではどうにもこうにもならぬわけでございます。要するにAの九条では「すべての者」と書いてある。確かにその中には外国人が含まれるけれども、しかし、外国人の場合にはこれに当たらない外国人もあり得るのではなからうか。したがって、結論を、私どもの国外追放の関係で申し上げますと、生活保護を受けた外国人が、Aの九条で保障するところの権利を認められた外国人である場合には、私ども入境管理当局は、生活保護を受けたことを理由として国外追放措置をとることはいたさない、こういうことにならうかと思つておるわけでございます。

以上でございます。

○渡部(一)委員 積み木細工みたいな御答弁をしてくださいまして、もう一つの積み木がちゃんとうまくいってれば、上の積み木は取らないと

いうようななごな御答弁であつたと私は思いますが、いまの御答弁で私を感じますことは、入管令二十四条四号のホに關して、これは既存のものとしてこれを直さないという立場で御答弁をいたされたものだと思います。そして、しかもなおかつあなたは、日本国憲法九十八条の「日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠實に遵守することを必要とする」という項目に逆らわれないように、最大限の法律に対する柔軟な解釈をされたものと思つておる。

私は、これは一つの典型的な国内官庁の対応の仕方だと思つておる。つまり法律の運用というものを、例の弾力的運用に近いやり方で、いまの弾力的運用とは申しませんが、弾力的運用に近いやり方で最大限に引き伸ばしてみせる。ところが、法律というものはある程度以上弾力的に運用いたしますと、法律が全く形骸化するというものもございまして、今後はこの御規定の運用に關して、そういう弾力的な御表明でいかどうかも含めて、入管令の改正も含めて、これまた十分御検討の対象にしてもよろしいテーマではないかと思つておる。その点はいかががでしようか。この点に前向きな点が出ましたら、あなたに対する御質問はそろそろやめたいと思つておるが……。

○藤岡説明員 出入国管理令の全面的な見直しによりまして、長年の私どもの宿題であり、悲願でございますので、常時いろいろな角度から検討いたしております。人権規約が批准される動きになっておりますことも念頭に置きまして、その改正のための真摯な作業を続けてまいりたい、かように考えております。

○渡部(一)委員 非常にいい御答弁ができましたが、これは委員会が一過きちつとしてしまつて、また後に法務委員会なんかでゆつくりとねちねちと議論させていただきますと存じております。それで今度は、わが党の草川委員が前回御質問の際に、建設省と大蔵省の方をお招きしながら御質問もしないで通り過ぎ、

当人がおわびをしてほしいとの言葉でございまして、何を質問しようとしておりますかという、社会保障の重要な関連のある仕事として、現在、公団及び公社等の入居及び住宅金融公庫の融資等については外国人の差別的取り扱いが、まあ当時は差別ではなかつたのでございまして、外国人と日本国民との間を、別々の取り扱いが規定されている条項がございまして、これらに対してはやはり人権規約における国籍による差別的取り扱いを禁じている項目に抵触するものと思われ、今後の運用の上で改良されるべきテーマだと存じます。細目については申しませんが、こうした点について、建設省や大蔵省は十分御検討いただいたと思つておる。御答弁をこの機会にお述べいただきたいと存じます。

○敦仁郷政府委員 従来公団住宅あるいは公庫融資につきましては、国内の住宅事情等もございまして、外国人に対して入居資格あるいは融資を制限していることは事実でございます。しかし、わが国の住宅事情も、まだまだでございますが、相当改善されてまいりました。また、現在御審議中の国際人権規約の精神にのっとりまして、在留資格等を勘案しながら前向きに措置してまいりたいというように考えております。

○中田説明員 ただいま建設省の住宅局長から答弁のございましたとおり、国際人権規約が批准されますれば、それも念頭に置きまして、その趣旨を生かすべく検討してまいりたいと思つております。

○渡部(一)委員 大蔵省のいまの御答弁はきわめて老獪かつ巧みなんです。それで、趣旨を生かして検討するだけで細かいことは何一つ言われていない、これはまさに官僚答弁の模範だと深く敬意を表します。

しかし、建設省の方は、少し丁寧な答えられたため、ひつかかる言葉を残されました。これは丁寧過ぎて失敗した部類に入りますから、もう一回御登場いただかなければなりません。

それは、公団住宅の入居については、日本国民

に対してもままたらぬ、だけれども、人権規約もあるから、今後は在留資格も勘案しつつこれに対して処理するとおっしゃいました。そういう、在留資格を勘案しつつなんというかを言いますと、この人権規約の基礎というものは、要するに日本の国に上陸してきている、上がってきて入っているのは、厳格な法制上からいって、不法入国者まで含めて取り扱いを一にするという原則があるわけでありまして、精神があるわけでありまして、在留資格を勘案して、十年いるのはどうか、三十年いるのはどうか、五十年いるのはどうか、親の代からいるのはどうかという線を引き、自分が問題になってくる。建設省のいまの言い方は、もちろん、わが国に永住資格を持っている者としてでない者という規定を考慮してあると言われたのかもしれないけれども、これについてはきわめて微妙な部分があり過ぎる。間違ひとは申しませんが、間違ひの部分がある。したがって、これについては言い直しをされておいた方が後で建設大臣にしかられなくても済むのではないかと私は思いますので、その部分、ちょっといまの答弁は捨てて、もう一回言い直しをしていただませんか。

○教仁郵政府委員 私、公団住宅と公庫融資と一緒に申し上げましたので、ういっただれがございしますが、公庫融資は二十五年ないし三十五年というような長期融資でございします。したがって、短期間の在留される外国人の方が、ういっただれを希望されても、果たしてできるかどうか、この辺は少し事務的に検討させていただかなければならぬという趣旨で申し上げたわけにございまして、決して人権規約の精神そのものを否定しているものではないと申しますので、御了承願いたいと思ひます。

○渡部(一)委員 ではこれは、本日は、この間も御迷惑をかけたことですから、建設省への御質問はこれで終わりたいと存じます。

次に私が申し上げておきたいのは、わが国の社会保障制度の中には、わが国民に適用の対象を決

められているものがございます。国民年金、児童扶養手当、児童手当、戦争犠牲者に対する各種援護法等に国籍条項が設けられておりまして、外国人に対する適用というものを排除しているものがございます。さらに進んで、法律上国籍条項が存在していないにもかかわらず、運用の上で排除している面がいろいろとございます。これに対して御答弁をいただかなければなりません。時間がないうので、簡明率直に今後の取り扱いについて、方向性について御答弁をいただきたいと存じます。

○松田政府委員 ただいまの問題、御指摘の点がございします。

これらの制度につきましては、いろいろな実施に伴う技術的問題もございしますけれども、また諸外国での状況あるいはILO等の条約等も考慮しながら国際人権規約の趣旨に沿うように前向きで検討をしてまいります所存でございます。

○渡部(一)委員 この問題は、同僚各委員からもうかなり克明に御質疑があったようでございしますから、いまの総括的なお話で、それで一応次へ進みたいと存じます。

次は、外国人の教育についてでございますが、教育の無償について取り決めましたA規約の十三条二項の(a)及び民族教育その他に関するものを取り決めましたB規約の二十七条につきましてお尋ねをしたいと思います。

これは文部省の御関係かと存じますけれども、外国人学校についても、初等教育については「義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする」というA規約十三条の規定というものは実現されなければいけないことになると存じますし、また、B規約の二十七条で、外国人は「その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」とありますので、外国人の民族教育あるいは自己の宗教の信仰等についても、これは保障されなければならぬ形になるわけでありまして、そこで、現在の外国人学校の

ほとんどというものは、学校設置基準によりますると各種学校として行われておりますから、この外国人学校を学校教育法一条の学校と認めるかどうかということが、まず最初のネック、最初の問題点になるかと存じます。この辺は日本の教育に対する取り扱いで一番大きな変更になる部分であると存するわけでありまして、

時間がありませんから、これに足して申し上げますが、外国人の教授に対する採用、外国人の優秀な研究者を日本の国へ頭脳輸入で持ち込んでくるという点に対して、現在の法制というものは人権規約上の問題があり、大きなネックにもなっておりますわけであり、今後の再検討をお願いしなければならぬと存じます。以上、三つあわせて一遍にお伺いいたしますが、御答弁をまとめてお願いいたします。

○藤澤政府委員 お答え申し上げます。

まさにただいま先生御指摘のとおり、外国人の学校につきましては、学校教育法第一条に定める学校という点については御指摘のことは御指摘のとおりでございます。かかる意味におきまして、外国人学校は現在、これも御案内のとおり各種学校ということになっておるわけでございます。

さらに、申し上げるまでもないと思ひますが、各種学校、特に外国人学校につきましては、その設置の目的なり性格なり教育内容、言葉をかえますれば、教育の目標なり教育の課程なり、さらにはその学校の教員養成の態様というものが、一条校にはなじまないということでありまして、したがって、各種学校となつておるわけにございします。

特に問題になりますのは、外国人の子弟に対しては、一応小学校から大学まで門戸は開かれておる。御指摘の点は、そういう外国人学校から日本の国内の一条校の方に進めるかどうかという点であろうかと思ひますが、この点につきましては国内の諸規定、法律その他の諸規定との絡みでございまして、大きな問題点であるわけにございまして、現時点におきましては、一条校とは違つたという点にかかりまして入学資格等について問題がある

るといふふうな理解をしておるわけにございします。これにつきましては、先生の御指摘のあつたことを一応留意していただきたいと思います。

それからさらに、外国人の教員の問題なり研究者の交流等につきましては、問題につきましては、大学におきまして大学の教員として外国人を任用する件について、かねがね検討を進めておるわけにございまして、これにつきましても前向きに検討してまいりたいと考えておるわけにございします。

○渡部(一)委員 それでは、今度は外務大臣にまとめて少しお伺いしたい。

ただいまの御答弁でもあるわけにありますが、現行法規との接点というものをなるべく直さないで、弾力的に現行国内法を運用することによって突破しようという御答弁が幾つか見受けられました。また、将来大幅に直そうという形で、厚生省の答弁によく見えるのでありますが、予算措置その他を考えると頭の痛くなるようなたくさんの財政措置を要するので、まあ将来これはひびくると直しますよということとどおりあえずやっています。もう一つは、国内法との競合部分というのについて、同僚委員からすでに御質問のあつた留保に関する部分であります。これをむしろ厳格に理解することによって留保をなるべく大きくんつけて、そして完全に国内法と競合しない部分についてはのみ国際協定というのを承認するというふうなやうなやり方という、こういう三通りの対応があるやうには見えるわけにございします。

私は、これはやはりわが国の憲法九十八条の規定からいいますと、「日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠實に遵守する」とこれが憲法の規定にもかなうと同時に、日本國の将来の信望を高めるゆえんにもなるかと思ひます。まず、これについての御意見を承りたい。

第二は、今度は国際的に同じやり方があるというところを申し上げたい。

約に対し、自国内の人権侵害の事実を隠蔽するた
め、ことさらに早くこの人権規約に加盟した徴候
を多く見受けるのであります。そして人権規約に
入ったことよって自国内の人権抑圧の事実とい
うのを免罪する免罪符にしようという方向性が与
えられたところがあるか見えてとられる点
があります。また、ある国家群は、この人権規約
の部分で国内法と合う部分をきわめて厳格に理解
して多数の留保をつけ、そして留保事項が国内関
係法と抵触しないように配慮した国家もあるわ
けであります。また、ただ弾力的運用を山ほどや
つてのけることよって突破しようという、こう
いう日本型のところは、他国には余り見えないよ
うに私は思っております。

そこで、わが国は人権規約を審査すると同時
に、他の国々の人権規約を国内においてどう実施
しているかという実施状況についてわが国なりの
評価をしなければならぬ時代が来た。つまり、ソ
ルジェニーツイン問題などについては、従来の、
前の外務大臣の御答弁等においてはなるべく意見
を言わない、それは外国のことなんです、わが国
外務省は関係ないんだ、それはよその国でよその
国がやっておることだという立場で、一貫して無
関係と言わんばかりの御答弁で通り過ぎてきてい
る面がある。人権規約の締結というものは、わが
国外務大臣や総理大臣が他国の人権尊重の実態に
ついて発言を迫られ、あるいは先方からの発言を
実質的に受け入れなければならない時代の幕があ
けたことを示しているものと私は思うわけであり
ます。したがって、規約にサインすれば済むので
はなく、人権問題について十分の審査を今後もし
続けなければならぬし、情報も集めなければなら
ないし、意見も開陳しなければならぬというお
立場にあると私は思うわけであります。

ど、国際会議の席上においても、人権の問題につ
いてむしろ積極的にこれを推進する立場から、わ
が国外交の有力な武器として、わが国の平和自主
中立外交の立場から有力な武器としてこれが用い
られなければならないのではないか、こういうふう
うにも思うわけであります。

ごちゃごちゃ申しましたから、大臣が御答弁に
なる前に、まず局長の方から御答弁していただき
ましようか。よろしくお願ひします。

○賀陽政府委員 答えたいと思います。
わが国の本件人権規約に対する取り組みの問題
でございしますが、先ほど御指摘がございましたよ
うに、非常に綿密に内容を審査して、留保すべき
ものは、現下の情勢においてやむを得ないと判断
されるものは留保いたしました。その他の問題に
つきましては、A規約については漸進性の規定が
ございまして、これ努力を放棄したというの
ではなくして、今後漸進性の原則に従って努力を
継続してまいり、こういう立場でございまして、
列国に比して遜色のない審査の態度で従来参っ
てきておりまして、今回御批准をいただくわけと考
えております。

それから各国の運用状況の把握、これは御指摘
のように大変大事なところでございまして、こ
れにつきましてもまたいろいろ工夫をさせていた
だきたいと思っておりますけれども、先ほど東欧
圏のお話も若干ございしましたが、これは、東欧圏
の国々といえども、批准をいたしましたれば国連に
対する報告義務を負うことになるわけございま
して、そういう意味では、経済社会理事会がある
はその他の関係機関がこれを審査し、人権規約の
中身についてももし仮に不満がございします場合に
は、これがその国に還流してその矯正を促すとい
う制度があるわけございします。

ただきますれば加入資格がございしますので、そう
いった人権委員会に出てまいりたいと考えておる
わけでございます。その人権委員会の席上で、活
発な審議を通じて遠慮をしないで各国についての
議論をしてまいり、これは今回の御批准のタイミ
ングと選挙の関係ですぐに立候補というわけには
まいらないという事情でございしますが、可及的速
やかに立候補をいたしまして、その場で大いに発
言をしてまいり。

それから、省内の機構の問題でございすけれど
ども、いま国連局の中におきまして、人権担当者
は相当な数をそろえておるところでございしまし
て、ひととまじめに鋭意やっておりますと思っ
ております。

○渡部(一)委員 非常にいい御答弁をいただいた
るわけですが、最後にまともな大臣から御
答弁をいただきたいと存じます。

○園田国務大臣 御審議を願うについては、留保
事項、現在の法律の運用によってやろうというも
の、あるいは将来検討しようというもの、いろいろ
の意見があるわけでありまして、このほかに国家
財政というものの現状が社会保障その他の問題に
あるわけございします。いずれにいたしまして
も、この人権規約を御審議願ひ締結したいという
政府の考え方は、いままでの日本のあり方という
ものをそのままにして、そして世界から非難を受
けないように人権規約を結ぼうというのではなく
て、いろいろ個人に経緯があるのとおり、国にも沿
革があり、経緯がございします。しかし、時勢は急
速に変わっております。国際情勢も変わっており
の考え方も変わっております。ひとり一國が閉鎖的
な物の人権についておられる時代ではございませ
ん。人権についてもそのとおりでありまして、自
分を守るためには他国と話し、他国と一緒になっ
て人権を守ろうということが間違いない新しい
方向であると存じますので、この批准をお願いし
た以後は、それぞれ速度の問題、困難性の問題等
ありましようけれども、いずれにいたしまして
も、人権規約の締結、これに盛り込まれた規定が基本

の方針であって、これに向かつて漸次日本の法律
制あるいは国内体制というものを検討し、改善を
していかなければならぬ、これが本筋であると考
えております。

○塩谷委員長 井上一成君。
○井上(一)委員 日米首脳会議に出席された外務
大臣、大変御苦労さまでございしました。お疲れで
しょうから、短時間で私なりの質問を終えたいと
思います。

まず、国連で採択されたこの国際人権規約、ち
ょうど十三年になるわけですが、先進国であるわが
国が、事人権に關しては非常に後進的であった。
いま期せずして閉鎖的な考え方、まさに私はそう
であったと思ひます。再三私は機会あることに、
どうしてもなくさなければいけないのは核と差別
であり、守らなければいけないのは平和と人権で
あるということを提唱し、訴えてきたわけですが、
そして、この前の委員会では、逐次条文を追って
具体的な事例について質問をいたしました。一定
の政府の見解もちょうだいいたしました。きょう
は、まとめてという表現はどうかと思ひますけれ
ども、どんなときにもやはり基本的人権を守
る、とりわけわが国における基本的人権は言うに
及ばない、必ず守るのであるという強い決意を持
つていらっしやるということを、こどももう一度
外務大臣の答弁の中で確認をしたい、こう思うの
です。

私は、この国際人権規約が非常に難産の末やっ
と生まれ出ようとしていたきょう、非常に意義の
ある日だと思つております。これはまさに約一年前、
五月三十日に外務大臣が国連に出向いて署名をさ
れたということが、政府をして取り組ませさせた
かけにもなった、動機にもなった。そういう点に
ついては、園田外務大臣に対して私は本心に心か
ら御苦労さまでした、ありがたうございましてと
いう言葉を贈りたい、こう思うのです。ここで確
認という意味で大変恐縮なんですけれども、前回

も、いわゆる人権を守るための基本的な制度、法律等については整備をしていくという心づもりを披露していただきましたが、すべての人権を守る、とりわけ言うには及ばない国内における国民の基本的な人権を保障するための十分な手だてをしていくということをもう一度重ねて確認をしておきたいと思ひます。

○園田國務大臣 たいま御発言のとおりでありまして、私としては、人権規約締結を契機に、逐次日本の国内体制を閉鎖的な面から開放的な面にも、もろもろの国の政府と力を合わせて、この国の人々の人権を守る、そのためにはまず日本に住む人々の人権、これは日本人という意味だけではございませぬ、これからやるべきだという信念はますますかたいものがございます。したがいましめて、この方向について努力をしたいと思ひます。蛇足でございますが、今度の日米会談で、私としてはうまいと思つておりますが、そのうまい一つの理由は、難民問題に対して日本がこの前決めた五百名の総合対策を、正直に言つて高く評価しているわけではありませぬけれども、日本が前向きに前進し始めたということであつて、その根底は人権であります。日本はいままでわすか三名だつたそうじゃないかということで大統領の口からじかに聞いたわけでありませぬ。こういう点からいつても、やはり外交の基本、国と国との交際は、お互いに人権を守るといふところから発足するものと私は考へております。

○井上(一)委員 難民問題については、次回の委員会でも改め取り上げていきたいと思ひます。もちろん国際人権規約といふのは内外人平等の原則をうたつたものでありますから、当然、とりわけアジアにおける人権を守る政策、外交に力を入れていただかなければいけない。あえて私がきよここで締めくくりに質問をしたいといふのは、国民の権利保障からいわゆる人間としての権利保障に、この国際人権規約は明記されつつあるのです。ところが、その国民の権利保障が十分保障されていないという日本の国内的な事情。それ

はわが国の憲法十四条で、社会的身分その他門地、あるいは思想、信条等によつて差別をしてはいけないという明確な条文があるわけですから、具体的には総務府総務長官あるいは労働大臣等から、前回の質問の中で同問題の具体的な事例を出して、わが国における人権侵害の具体的な事例が披露されたわけでは

私は外務大臣に、そういう意味でひとつ人権基本法といふものも考へて、日本の国における現実の差別あるいは人権侵害をなくするための努力をさらに強めていただきたい。もう定義の時代は過ぎたんだといふことを申し上げておきます。いわゆる実施の時代だ。もう定義を議論する時代ではなく、どう取り組んでいくか、そしてそれをなくするために、問題を解決するためにどういう手だてをしていくかという時代に入つていふのですから、そういう意味では人権基本法といふものもぜひ必要ではないだろうか。ただ単に同問題は特別措置法といふことだけで解決するんだといふ、そんなものじゃない。もつと人権の基本的なものをちゃんと守るための人権基本法、すでに憲法の十四条では明確にされておるのだけれども、問題が起つておる、こういうことなんです。そういうことを考へ合わせると、やはり何とでも平和のために私は永世中立平和宣言をしなさいといふことを言つておきますけれども、これについては外務大臣と私の見解が違ふ。

しかし、人権については私は全く同じだと思ひます。それできよはあえて私なりの締めくくりに質問として、人権を擁護するためにその基本的な柱になるべき法律あるいは命令、制度、何らかのものをつくつていかなければいけない。それが、仮称ですけれども、人権基本法といふものが必要ではないだろうか。そういうものをぜひつくつていかなければいけない、そうでなければ実施に移せない。ただ単なる定義だけに終わつてしまふ。ただ生んだらいいんだ、生まれたらいいんだ、批准したらいいんだといふことではなくして、これをどう育てていくか、どういう手だてを

加えていくか、これが私はいくつかの課題だと思ひます。恐らくきよ本会議でこれが批准される、非常に喜ばしい。生まれたけれども、完全にこれが育つような手だてをするために、私は、やはり何としても人権に対する基本法といふもの制定に向かつてなご努力をしてほしい、その決意を承つておきたいと思ひます。

○園田國務大臣 的確なごりつばな意見だと思つて拝聴いたしております。したがいまして、そのようなことをやるのには、ごらんとおりになかなか広範にわたり各省の意見がいろいろあるわけでありませぬから、そういう目的のためにここで何か基本法といふものをまとめるための審議会とか委員会とか、そういうものも考へてみたらいいじゃないか、こう考へますので、各省とよく相談をして前向きに検討いたします。

○井上(一)委員 各省との交渉、私は、さつき言つた定義だけの、あるいはその言葉の持つ意味のただ単なる机上だけの定義では困ると思ひます。なぜ三十八歳の若い婦人が餓死をしていかなければいけないか、こういう現実があるわけなんです。このことについても私は、さつき厚生省の人がいらつしやつたから、きよは時間がありませんから質問しませぬけれども、いろいろ具体的な事例があるわけですから、各省と交渉されあるいはこれから折衝していくその先頭に外務大臣が立つてほしい。あなたが国際人権規約の本来の生みの親であつた、そしてそのきよかけをつつた。十三年はつたらかしにしておつたままの日本国政府に人権といふ問題を大きく植へつけた張本人である。だから私は、ぜひ基本法といふものをつくるための各省との折衝を、いまおっしゃるよう努力をさらにお願ひしておきたい。

あすUNCTADの南北問題の会議に行かれるわけですから、こういう折に、それこそまさに国際人権規約を私どもがいろいろな角度から時間をかけて批准をしたその精神といふものをくみ取つてもらえれば、いわゆる人権外交がますます生かされるのではないかと、そういうことを考へれば、より外へ向けての人権と内へ抱える人権問題、とりわけ同問題、部落差別といふ問題については、ただ単なる特別措置法といふそんな一時的なものでは問題の解決にはならない。基本的な問題に就いて、外務大臣がその先頭に立つて努力をしていただければ、最後にもう一度、強い決意と取り組みの姿勢を伺つて私の質問を終えたいと思ひます。

○園田國務大臣 あすUNCTADの総会に出発するに先立つて、本人権規約を本日会議で採決願うことはまことに意義のあることであると存じます。わが外務省、各省と一緒に努力はいたしたものの、この人権規約の生みの親は、お世辞でなしに当外務委員会であることはお礼を申し上げておきたいと存じます。

外交については、やはりその国が信頼を受けることが一番大事であります。国が信頼を受けるといふことは、その国の中で人権が守られていふことであると思ひます。これは間違ひございませぬ。そこでこの必要性を一番感ずるのは外務省でありますから、各省の方と相談をいたします。間違ひなしに、先頭といへばおこがましいことと存じます。いまは国内的な基本法の問題でございませぬ。そういうつもりで努力をいたします。人権基本法についても、いま申し上げたように各省と相談をして前向きに検討をいたします。

○井上(一)委員 では終わります。

○塩谷委員長 土井たか子君。

○土井委員 園田外務大臣が国連本部で人権規約に署名をなさるに当たりまして、日本政府が留保と解釈宣言をこゝで行つていられるわけでありませぬ。したがいまして今回、この審議の途上で幾たびと

なく留保と解釈宣言の内容に触れて質疑が繰り返されているわけですが、この解釈宣言の問題については、特にこの解釈の内容に変更を生じたいあるいは解釈宣言そのものに対して解除するといったふうな実情が日本の国として起つてまいりました場合には、これについては新たな国際的な手続が必要だと考えられますが、この点はいかがなんでしょうか。

○國田國務大臣 逐次検討されて留保事項が漸次解除された場合、この解除の宣言を行う必要があるのか、あるいは通告によって終わるのか、これは事務的な問題でございますから国連局長からお答えをいたします。

○賀陽政府委員 お答えいたします。解釈宣言を将来変更するような事態が生じた場合には、これは仮定の問題でございますが、その段階において国内法の改正を所要の機関に直ちに端的に通報いたすという手続を考えているわけでございます。

○土井委員 解釈宣言そのものをどういうふうに処理いたすかという点は条約の問題でございます。これは土井委員から前にも御指摘があったわけでございますが、これは将来の問題でございますが、暫時御猶予を賜りまして、もし解釈宣言が変更になつた場合には、その事態を国際的に十分受け入れられる手続というものを検討いたしますので、その点は御安心をいただきたいと思っております。

○土井委員 国際的に十分受け入れられる手続とおっしゃるのはいかがでしょうか。○賀陽政府委員 土井委員の御指摘になつておられます点は、私がそんたくさせていただきますと、解釈宣言そのものを取りやめるということと御指摘かと思うのでございまして、解釈宣言の取り消しが本当に必要なかどうか、日本がすでにその段階において国内法の改正に踏み切つておつた場合には、解釈宣言というものは自動的にどうなりまつかという点につきまして、果たして人為的に解釈宣言までいじる必要があるのかどうかと

いう点について、暫時御猶予を賜りまして、条約局とも検討してまた御報告させていただきますと思ひます。○土井委員 これは手続的な問題とはいへ、非常に政治的な意味もあるように私は思うのでございまして。というのは、一九二九年七月二十四日に日本は不戦条約を締結してございまして、この不戦条約を締結するに当たりまして、政府宣言書というのがございまして、政府宣言書と「千九百二十八年八月二十七日巴里二於テ署名セラレタル戦争放棄ニ関スル条約第一條中ノ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ帝國憲法ノ第二章ヨリ觀テ日本國ニ限リ適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス」と書いてある。この宣言書は現在も有効だといふ御答弁を先日、この外務委員会の席において披露されました。と同様に、今回の人権規約においても、この解釈宣言に対しては有効だといふことがあくまで続くのじゃございませぬか。そして現に解釈宣言とすることをなされたその手続はやはり国際的手続でありまして、したがって、これを解除する、すなわちこれについてはもう効力がなくなるというこの確認も国際的手続を必要としている。だから、自動的にとおっしゃるのはいかがでしょうか。自動的におつたに考へているわけでありませぬか。いかがでございますか。

○國田國務大臣 事務当局が盛んに検討しておると申しますのは、解釈宣言変更の宣言とかそういうものをやる必要があるかという事務的な研究をしてはいるのだと存じますが、実はそういう問題ではなくて、この解釈宣言が変更になつたら、国内は国内法の変更によって消滅するわけでありまして、国際的にはやはり宣言するとか通告するとか、日本がこの解釈はこのように変えましてというのをよくわかるようにアピールするつもりで手続をやつた方がよいと思っておりますから、もうしばらく研究させます。

○土井委員 それと、これは一たんこの人権規約を締結いたしましたら以後、この締結をしてから後に、一部を勝手に政府の見解でもって留保するということとは万ない私は思ひますけれども、こういうことはできませんね。○山田中政府委員 条約に対する留保は、一般国際法上条約を締結するときだけでございまして、後に一たん締結した条約につきまして、後に新たに留保するということは国際法上認められておりませぬ。この規約についてもそういうつもりはございませぬ。

○土井委員 国際法上とおっしゃるので、私意地悪なことを言うわけじゃございませぬが、条約法に関するウィーン条約あたりを指しておっしゃっているのだらうと思ひますが、これはまだ未発効でしょう。したがって、国際法上とおっしゃるは法的根拠からいふと不確かです。国際慣例上ならば、それはそれでいふと不確かかも知れませぬが、国際法上となると不確かだと私自身は理解をしております。これは大丈夫です、日本としては。一たんこれを締結して、それから後政府が勝手に「留保」といふことは行政行為でございませぬから、したがって、条約を締結するごときという行政行為を行う政府がいま事前に、あるいは時期によっては事後に、国内的に必要な手続として国会の承認を得るといふ、こういう段階なものです。これを通過しますと、もう締結してしまつてから後に一部の留保をさらに追加して問題にするというふうなことは、私はでき得ないと思つておりますが、いかがでございますか。

○國田國務大臣 素人でありませぬけれども、私もでき得ないと思つてます。また、やりませぬ。○土井委員 それでさらに、この人権規約の内容に對して一つだけ、これはもう解釈の上で、技術的なことだけではなくて非常に政治的な意味もあつたから、外務大臣に一言御確認を再度お願いをしておきたいと思ひますが、それはB規約の第四条、先日私はこの案件について取り上げたという経過もございませぬ。ここに「國民の生存を待

かす公の緊急事態の場合」という問題が想定されておりますが、日本の場合には、日本國憲法を見た場合に、直接この第四条に言うような公の緊急事態というものを予定した規定はございませぬ。特に戦争については九条で交戦権を否認いたしました。したがって、特に軍事的な緊急事態については、日本の場合、日本國憲法におきましても、国内法律におきましても全く規定がないわけでありませぬから、このB規約の中の第四条に言う「公の緊急事態」に対しては、軍事的緊急事態を日本の場合には指さない、このように認識をすべきであらうと思ひますが、これはいかがでございますか。

○國田國務大臣 この緊急事態とは、國民の生命、生活全体を脅かされる場合ということが一般的な解釈になつておりますが、それに基づいて今後検討されるべきだと存じます。

○土井委員 それはちょっと外務大臣、不確かです。やはりこの人権規約というものは、各国の基本法である憲法遵守の立場というのを非常に明確にいたしております。特に人権に対しては物の考へ方は、憲法を超えている部分については人権規約に従うべきなんです。人権規約よりも憲法が超えているときには憲法に従うべきなんです。これが人権尊重の基本問題として今回の人権規約の底流をなしていると思ひます。そういう点からいふと、各国にあるところの基本法である憲法を無視して、公の緊急事態といふことに対する認識もあり得ない。こういう立場から考えれば、日本の場合は各国と違ふのです。この人権規約をすでに締結している各国と違ふのです。どういふふうにならうかという、日本國憲法には各国にならうかという点、公の緊急事態を考へる場合には、日本は日本の國情がある。日本の国としてはこの憲法の条文というものが無視はできない。これを尊重するということが人権を尊重するゆえんであるというのをやはり明確に認識すべきじゃないか

かす公の緊急事態の場合」という問題が想定されておりますが、日本の場合には、日本國憲法を見た場合に、直接この第四条に言うような公の緊急事態というものを予定した規定はございませぬ。特に戦争については九条で交戦権を否認いたしました。したがって、特に軍事的な緊急事態については、日本の場合、日本國憲法におきましても、国内法律におきましても全く規定がないわけでありませぬから、このB規約の中の第四条に言う「公の緊急事態」に対しては、軍事的緊急事態を日本の場合には指さない、このように認識をすべきであらうと思ひますが、これはいかがでございますか。

○國田國務大臣 この緊急事態とは、國民の生命、生活全体を脅かされる場合ということが一般的な解釈になつておりますが、それに基づいて今後検討されるべきだと存じます。

○土井委員 それはちょっと外務大臣、不確かです。やはりこの人権規約というものは、各国の基本法である憲法遵守の立場というのを非常に明確にいたしております。特に人権に対しては物の考へ方は、憲法を超えている部分については人権規約に従うべきなんです。人権規約よりも憲法が超えているときには憲法に従うべきなんです。これが人権尊重の基本問題として今回の人権規約の底流をなしていると思ひます。そういう点からいふと、各国にあるところの基本法である憲法を無視して、公の緊急事態といふことに対する認識もあり得ない。こういう立場から考えれば、日本の場合は各国と違ふのです。この人権規約をすでに締結している各国と違ふのです。どういふふうにならうかという、日本國憲法には各国にならうかという点、公の緊急事態を考へる場合には、日本は日本の國情がある。日本の国としてはこの憲法の条文というものが無視はできない。これを尊重するということが人権を尊重するゆえんであるというのをやはり明確に認識すべきじゃないか

と思ひますが、外務大臣いかがでございますか。
○園田國務大臣 憲法の条項を遵守することは当然であると存じます。御発言のとおりであります。

○土井委員 それではさらに最後に一点、これはA規約にもB規約にも男女差別に対する禁止の規定が具体的にございます。男女に同等の権利を確保することを約束すると、明確に規定がございませぬ。特に女性の労働権に対しては、母性の保護に對しては具体的に人権尊重という立場で明記の規定がございます。

さて、ILO関係の婦人に関する条約、母性保護の条約、一連の条約がございしますが、実は私は、園田外務大臣という外務大臣には多大の期待をかけている一人なんです。ところが園田外務大臣になられてからILO条約案件は、本外務委員会には一件も提出をされてないんです。ましてや婦人に関するILO関係の条約というのは、いまだ姿を見ておりません。これについては外務大臣、どのようにお考えになっていらっしゃるかと存じますか。

○園田國務大臣 ILO条約における男女の差別の撤廃、これはもう御発言のとおりであります。全力を尽くして努力をいたします。

○土井委員 全力を尽くして努力をされるという外務大臣の御答弁でございますが、どうもやはり国内的な措置というものが、実情を見た場合に、ILO条約に対して十分に内容を充足してないという事情がある場合は、なかなかこれを締結するのはむずかしいですね。そういうことからいって、外務大臣に率直にお尋ねいたしますが、日本の国内的措置をいろいろ考えていく場合、外務大臣がもしILO条約を締結するに当たって一番苦心なさるのは一体どういうところでございませぬか。

○園田國務大臣 ILO条約の男女の問題解決に当たって、国内法、国籍を初めいろいろな法律に關係があることは私もわかっておりますが、具体的に、専門家でございませぬから、どれが一番大きな障害か、これは労働省関係と法務省関係が

一番大きな問題だと言っているのではありませんか。まことに申しわけありません。

○土井委員 特にILOは国際法規定でございますから、そういう点からいって外務省が何と申しましたも主たる省であることは言うまでもございませぬ。したがって、いまおっしゃいました閣僚省庁に対してやはり督促をしていただくということが、当然、この節人權規約を締結するに際してあるであろうと思ひます。いまでも大変な御努力をいただいているということも私も信じてやまないわけでありませぬけれども、今後一層、人權規約を締結するに当たりましてそういう点での国内整備というものが急がれるわけがございませぬので、一層のそういう意味での御努力というものをお願い申し上げますが、それはよろしくございませぬ。

○園田國務大臣 この人權規約の御審議を急いでお願いをする大前提には、ただいま言われた大きな責任があるということを感じてお願いしているわけでありませぬから、園田大臣として各省とよく相談をして進めていくようにいたします。

○土井委員 先日私は、国連局長からは、一九七六年の国連婦人の地位委員会を採択をされております婦人に対する差別撤廃条約については、ワーキンググループをつくって条約草案について審議をしておられるところでございませぬかと御答弁を申し上げたところでございませぬかと存じます。

○園田國務大臣 先日の国連局長からは、一九七六年の国連婦人の地位委員会を採択をされております婦人に対する差別撤廃条約については、ワーキンググループをつくって条約草案について審議をしておられるところでございませぬかと御答弁を申し上げたところでございませぬかと存じます。

○園田國務大臣 先日の国連局長からは、一九七六年の国連婦人の地位委員会を採択をされております婦人に対する差別撤廃条約については、ワーキンググループをつくって条約草案について審議をしておられるところでございませぬかと御答弁を申し上げたところでございませぬかと存じます。

○園田國務大臣 先日の国連局長からは、一九七六年の国連婦人の地位委員会を採択をされております婦人に対する差別撤廃条約については、ワーキンググループをつくって条約草案について審議をしておられるところでございませぬかと御答弁を申し上げたところでございませぬかと存じます。

○園田國務大臣 先日の国連局長からは、一九七六年の国連婦人の地位委員会を採択をされております婦人に対する差別撤廃条約については、ワーキンググループをつくって条約草案について審議をしておられるところでございませぬかと御答弁を申し上げたところでございませぬかと存じます。

○園田國務大臣 先日の国連局長からは、一九七六年の国連婦人の地位委員会を採択をされております婦人に対する差別撤廃条約については、ワーキンググループをつくって条約草案について審議をしておられるところでございませぬかと御答弁を申し上げたところでございませぬかと存じます。

○渡辺(朗)委員 外務大臣、お帰りになってお疲れのところだと思ひますので、私も簡潔に二、三の点を御質問させていただきます。締めくくりにさせていただきます。このたびの人權規約、この問題は、私は象徴的に、一つは国内では具体的にどういう措置が講じられるのか、こういうことが出てくるのではなからうかと思ひます。私は個人的に、国内での人權問題ですぐ目の前にあると言えれば同和問題が一つあり、あるいはまた在日韓国人、在日朝鮮人問題、これに対する処遇というものがどういふふうな形で具体的にあらわされてくるのか、こゝら辺が注目されることだらうと思ひます。第三には、いま問題になっておりますベトナム難民問題、こゝら辺のところも当面、この人權規約、これとの関連の中で出てくる問題であらうと思ひます。

私、関連いたしました、そういう立場から在日朝鮮人、在日韓国人の問題につきましても、二御質問させていただきます。第一、いままでの質疑応答を見ておりました、在日韓国人の方々、朝鮮人の方々に對しては差別が依然として残っている、これを何とか、運用が如何か改善しようとするという方向、意図は感じられるのですけれども、在日韓国人の方々の方から見ると、税金ばかり、そして福祉さっぱり、こういう言葉が出てくるような状態だということがあります。B規約の第二条一項を見ましても、この人權規約というものの対象になるのは、領域内にあるその管轄権に服するすべての個人ということになっていませぬ。それからまたA規約においては、同九条でこの規約の当事国はすべての者が社会保障を含む権利というものを受けるということが規定されている。たとえばそういう観点から見ましても、在日韓国人、朝鮮人の方々の処遇というものは日本国民と同じでなければならぬ。ところがそういう点では、教育の問題から、あるいは社会保障の問題から、あるいは権利の問題から、行政上いふんさまでな制約があるということがいまでも明らかになってきております。また、改善しようとい

う方向も答弁の中では出てきております。私、個々の問題については触れませぬけれども、外務大臣として、在日韓国人問題、これをどのような方向で処理すべきか、対処していくべきかという点につきましても、大まかなところをお聞かせをいただければありがたいと思ひます。

○園田國務大臣 在日韓国人の問題で差別があることは、これは各省ともよく認められてるところでありまして、何とかして改善をしていきたい、こういう方向ではあります。

一番大きな問題は、御承知のとおり財政上の問題でありまして、年金、社会保障、住宅の入居ということなどは財政上の問題が一番大きな問題であります。これは人權規約ができたからといって急に改善にはならぬと思ひますけれども、しかし改善の方向に、法的に財政的に各省と一緒になって努力をしていき、一日も早くこれが撤廃できるように努力する所存でございます。

○渡辺(朗)委員 前向きに御発言をいただきましたが、私が見ておりました、在日韓国人、在日朝鮮人の方々の立場に立って考えて見ますと、取り締まりばかりがありまして、保護するところは一体どこなんだ。たとえば保護という観点から、外務大臣、どういふところが窓口になり、どういふ機関が保護をすべきだとお考えでございますか、そこら辺をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○園田國務大臣 渡辺委員の御質問でございますが、保護の実際のやり方の問題と思ひます。これは教育関係、社会保障関係、特に国民健康保険の問題、年金の問題、児童扶養手当の問題があることは御承知のとおりでございます。労働関係もございませぬので、それらの各省にまたがる問題でございませぬが、外務省といたしましては、統一的な判断を、御批准をいただきます条約に基づいて、今後遺漏なきを期したいと思ひている次第でございます。

○渡辺(朗)委員 いまの在日韓国人、在日朝鮮人の問題、こういうことで、わが国の総生産に對す

る納税率を見ましても、一三%が日本国民、在日韓国人だけでも二八%の納税率である、こういうふうなことを言っておりますね。そういう観点からしましても、さきに指摘いたしましたように、取り締まりばかりが強化されるのではなくて、そこに保護されるものがないと、これは本当にフェアでないと思います。また、そういった問題を、今回の人権規約、これに関連いたしました、世界各國あるいは国内の人たちが注目しているところであろうと思えますので、やはり個人の保護というところに力を入れていっていただきたいというふうに、これは要望をいたしておきます。

さらに、私はきのう参考人の方々の御意見をいろいろ聞いておりました。そのときに一つ出てまいりましたのは、この人権規約、これを国会で採択する、承認が与えられ、こういうことは結構なことであるけれども、しかし、これからの実施というものが、国会で採択したから、承認したからそれで終わるのではなくて、これからの問題であって、これを推進していく何らかの機関なり、あるいはまた、いろいろ各省間の調整をやっていくような仕事もあるだろうし、そういうものを調整し、推進する役割の何か機関というものが必要ではないかという意見がございました。これについては外務大臣、どのようにお考えでございましょうか。

○園田國務大臣 これを推進するについても、あるいは国内法の改正についても非常に範囲が広いわけであり、そういう意味において、規約締結を承認した後、これを逐次進めていくためには、関係各省との連絡の審議会か協議会か、そういうものは必要だと私も考えております。各省と相談して、前向きに検討いたします。

○渡辺(朗)委員 審議会かあるいは協議会というふうなものを設置される御意向と承りましたが、ぜひ進めていただきたいと思います。さらにまた、きのうの参考人の御意見の中で、これは法制化あるいは国内法の調整も大変大切なことであるけれども、人権というものに対して、

広くは、やはり国民の一人一人がどのように認識し、これを非常に貴重なものだというコンセンサスを国民的につくり出すことが大切だという御指摘もございました。これは本外務委員会において採決をするという審議を行ってまいりました経緯からして、外務大臣、これは将来に残るものでございまして、私はここで締めくくりに国民向けに一言、どのようにして人権というものをこれから大事にする、そういうコンセンサスをつくり出すという御意見、御見解のほどを承りたいと思っております。

○園田國務大臣 国民の方々に人権の大事なことを読み、かつまた自分自分の持っている人権というものを主張し、これを拡大していくという運動を起すのはひとりで外務省の仕事ではございませぬけれども、各省と相談し、國務大臣として努力をし、政府全体としていろいろなことを考えてみたいと存じます。

○渡辺(朗)委員 時間がございませぬので、最後にもう一つだけお尋ねいたしておきます。それは、先ほど申し上げましたように、人権規約に関連して出てまいります当面の国際関係の中では、インドシナ難民センターの問題がございまして、最近、新聞によりますと、この難民難民センターの問題で、近々にも外務省の方も参画されて国際会議も開かれるというふうに聞いておりますが、その進捗状況といったものがございまして、お聞かせいただきたいと思います。

○園田國務大臣 難民センターは当初インドネシアの方で計画をし、これがASEANの計画となり、インドネシアの島を提供する。ただし、その島の提供はインドネシアが提供するのではなくて、ASEAN全体のものとして提供する。これに施設をつくり、いろいろな仕事をしたい、こういう抽象的な話でありましたが、その後またフィリピンの方からも島を出してみたいという案もあるような話でございまして、どのような島を出してどのような施設をつくるかということはまだ具体的な話になっておりません。わが方としまして

は、これが具体的に、具体的な計画ができれば、施設費の大部分はわれわれの方で持ってもよろしいぐらいの意思表示をしているわけでございまして。

○渡辺(朗)委員 外務大臣、これからまたUNCTADの方の会議にもお出かけになるわけでございしますが、日本国内でも人権規約の問題を今日まで審議してまいりましたその精神は、途上国、先進国ともに平等の世界を目指すのだということ、基本の精神にしているものだと思いますし、どうかそういう立場で今回のUNCTADにも臨んでいただき、また同時に、これはASEANの中で開かれる会議でもございまして、その間大いにロビー外交も展開していただきまして、日本の外交に大きく裨益していただきますよう要望させていただきます。ありがとうございました。

○塩谷委員長 寺前委員。それでは、私、四点の補充質問をしたいと思います。第一点は、人権保障と平和が表裏の関係にあることをこの規約は歴史的経過として位置づけております。そこで、これは前回も問題提起した点ですが、B規約の二十条に戦争宣伝の国内法制定による禁止という問題があるわけですが、私たちは、戦争宣伝というの事は起こってしまつてから後で気がついたら遅いと思うわけです。直接好戦的宣伝は現在行われていないかもしれませんが、完全にそういう言論は許さない、断固たる決意を示すという立場に立つて、このB規約二十条の戦争宣伝禁止の条項について積極的に検討すべきだということに私は思うのですが、これに対する見解を聞きたい。これが一つです。

それからもう一つは、民族の自決権を尊重し、天然資源の恒久主権をこの前も一般的に認められたわけであり、そういう立場に立つならば、一九七四年の諸国家の経済権利義務憲章第二章第二項の(a)、(b)、(c)、すなわち、固有化などをその国家の権利と認める立場にはっきり立つべき

ではないのだろうか。日本が反対をしたという経過があったわけですが、見直しをすべきではないかと思つたのです。この点に関する見解を聞きたいと思つた。

それから第三番に、A規約のいわゆる生存権の保障とその実施の概念がやはり弱いのではないかと、三つの留保というのはその端的な表明ではないか。そこで、外務大臣は解除の努力の方向を当委員会でも約束しておられるわけですが、それを国内的にも関係省庁に進めさせていくということが今後に残された問題だと思つた。外務大臣としては関係各省庁への働きをどういふふうに進めていけるのか、その点を聞きたい。

四番目に日本国憲法とA規約との関係の問題ですが、十二条に「すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」とこの規約は指摘しております。ところが、一方憲法の方では、二十五条で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」というふうな「最低限度の生活を営む権利」という形が出てきております。

【委員長退席、愛野委員長代理着席】それで、現実には生活保護その他福祉の問題を見ても、これが最低限度かということではいろいろ論議にもなっているわけですが、最低限度の保障からさらに進んで、この規約に導かれるところの「最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利」という方向にこれを発展させなければならぬという立場で、今後の日本の国内的な行政指導を打ち取っていくという方向を持っておられるのかどうか。この四点についての質問を端的にしたいと思います。

○園田國務大臣 人権規約の規定に従って、国内の体制、法律等を逐次人権規約の規定の方向に持っていくという努力をどのようにやるかということであり、非常に大事な問題であり、かつまた広範にわたる問題でありますから、先ほどから申し上げているとおり、各省と相談をし、委員会なり審議会なり協議会というものをつくって推

進をしていきたいと考えております。

その他のことについては閣議の方からお答えいたします。

○賀陽政府委員 お答えいたします。

寺前委員御指摘の第一の戦争宣伝の禁止の問題でございますが、わが政府といたしましてはこの検討を非常に慎重に行つたわけでございまして、表現の自由との連関でこの禁止の立法措置等をどの程度研究し得るかということでございます。また、戦争宣伝と申しましても、たとえばある場所である人が三分間戦争宣伝の放送をしておつたというような場合に、それで直ちに犯罪の構成要件になるかどうか、こういった点になります。かなり機微な関連がございまして、表現の自由との関連で慎重を期さなければならぬという考え方が出てまいるわけでございます。

しかし、同時に、この問題が起きた後で取り返しがつかないのではないかと御指摘は、まことにそのとおりと拝察するわけでございまして、その意味で、今後社会情勢の推移、変転を見まして、現在の戦争放棄という日本の基本的な体系がすでに十分浸透しておるとは存じますが、社会情勢の変化によってその必要性が生ずるといふ場合には、立法措置を将来検討することにあらうべきではないかと御意見を述べさせていただきます。

次は、御指摘の国有化の問題でございますが、これは前回にも御説明をさせていただいたわけでございますが、わが国の立場は、この人権規約、A規約の第一条「すべての人民は、互恵の原則に基づき国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。」この立場をとるものでございまして、その意味では、「国際法上の義務に違反しない限り」ということには着目をせざるを得ないわけでござい

す。権利義務憲章については、わが国といたしましては、これが開発途上国の正当なる要求を代表す

る一文がございしますので、基本的な総会決議には賛成投票をしておるわけでございしますが、分割投票においては少し細かい投票をさせていただきます。

おきましては間々あることでございまして、分割投票ができません場合とできない場合がございします。これも投票の力で決まるものでございします。そのあたりはそのときの情勢に左右されると存じます。しかし、わが国の立場は「国際法上の義務に違反しない限り」というような開発途上国の権利を認めていくということについては一貫した態度をとっておることであると存じます。

次の御質問は、たしかA規約の第十二条のお話であるというふうな存じておりますけれども、これと憲法二十五条の比較論を仰せられたと私も存じますけれども、憲法二十五条の規定と同じく、この十二条の規定はプログラムの規定であるというふうに思っております。単に観念的にこの十二条を尊重するというのではなしに、憲法に対する立場と同じように、この規定についても具体的プログラムというものを考えまして、先生の御指摘のような到達可能な最高水準を目指して努力すべきであるというところは疑いを入れないというふうな考えでおるわけでございます。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

○寺前委員 この国際人権規約は、何度もここで私も申し上げましたし、大臣からも言われた点ではあります。第二次世界大戦における侵略者、ナチスや日本軍国主義者が、国内では基本的人権をじゅうりんすることと表裏一体を進めたという歴史的事実から、平和のためにも人権の保障が重要であるとして強調されてきた背景を持っており。それだけに、国際的にも国内的にも、多くの人々がこの規約の批准を強く求めてきたものであり、特に侵略国の一員となつてきた日本がこの批准をおくらせているということに対する批判というのは厳しいものがあつたと思つております。また、国内的にも、若い暗黒政治の時代から平和憲法の道を求める日本国民の中からも、無条

件にこの批准を早くやれという声が強まってきたのも当然であつたと思つております。

と、軍国主義の風潮とか、あるいは政府関係自身の中からも教育勸諭や軍人勸諭の礼賛あるいは有事立法の策定などの動きが強まってきたというところを考慮してみたいときに、この人権規約の内容が全面的に履行されるのが改め強く求められているというふうな私に思つておられます。

当委員会が昨日参考人の意見聴取を行ったわけでありまして、その参考人がござつて言われている点も、無条件に直ちに批准をせよという内容であつたし、同時に、国内的な体制を強く求めたというのがその姿であつたと思つておられます。日本国内では、経済大国だとかいろいろ言われておりますが、今日では普遍的な原則となつて世界人権宣言を条約化した人権規約の内容が十分に尊重されていくというふうには見られないというのがござつての発言であつたと私は推察しました。

選挙のたびに、企業ぐるみ選挙という形でもって人権を侵害するという問題もあれば、あるいは大企業の中の労働者の権利の抑圧とかあるいは部落差別とか外国人の差別とか男女差別など、いろいろ基本的人権のじゅうりんは現実存在しているし、国内法でも必ずしもこれによいというわけにはいかないものがたくさんあると思つております。広く国民の中からも人権規約の批准を、さらに今度国内法の強化においてという要求が出てくるのは当然であります。ところが日本政府が今回とつてきている内容を見ますと、この声を正しく見詰めていくというふうには私には言えないと思つております。その姿がスト権や休日の報酬支払いの問題あるいは中等教育の無償化に対する留保という形であらわれてきているというふうな言えるのではないと思つております。

そういう点では、外務大臣が残念だということをおっしゃつたけれども、この残念だという態度を私は本当に尊重してほしい。特にスト権留保は、労働者に固有の権利であつて、憲法にも保障

され、また世界的な大勢とも言うべきスト権を留保するということには、これは否定につながるものとして理解に苦しむという声が強くなるのは当然でありますし、政府の人権分野における後進性をこれは示したものであるというふうな言われるのもまた当然であると思つておられます。

また、公の休日の報酬の支払いについても、現在の労働条件を将来引き上げ、労働者の生活と権利を保障する責任が政府にあること、あるいは教育の無償化についても、教育の機会均等を完全に実現する立場から必要であるということはいまさら論ずるまでもないことでありまして、政府のこれらに対する留保というのは、日本国民はもちろ

ろん、世界の人の期待をも踏みにじるものと言わなければならぬと思つておられます。

そういう意味では、私は、この三つの留保条件というものは速やかに撤回される、あるいは解除されるということ強く要望するものでもありませんし、また、消防職員の団結権を全面的に否定した解釈宣言も、消防に勤務する労働者の権利、あるいは先進国では全面否定した国は全くないと見てもよい状況から考えても、強く非難されるものと言わなければならぬと思つておられます。こういうような点が速やかに改められるように、また、B規約の履行のための措置としての選択議定書の批准も早急に検討されるべきものだ、私は全体の討議を通じてつくづくそういうことを感ずるものであります。

国際人権規約批准が世界に向けての人権尊重のポーズにならないように、その完全実施を目指して、これらの課題の解決のために積極的に大臣がお約束された点を進めていかれることを強く要望して、私の質問を終わりたいと思つております。

○塩谷委員長 この際、法務省より先刻の渡部一郎委員に対する答弁を求めます。民事局田中第五課長。

○田中説明員 お答えいたします。

御質問は、現在社会党から出されております国籍法の一部を改正する法律案のような改正を法務省は考えていないかどうかという御質問のようでございますが、このような法制は、実はすでに土井たか子先生から御指摘がありますように、わが国と同じような血統主義、父系主義をとっておりますドイツ、それからフランスなどでは戦後になってから改正しております。ところが、実はわが国と同じような血統主義、父系主義をとっております国は、そのほかにたくさんございまして、そのうちの国ではまだこういう改正をしていないわけでございます。それはなぜかと私ども推測しますところでは、仮に今回のような法案が通りますと、わが国の場合には近隣諸国との関係で二重国籍者が多数出ると、二重国籍の場合には、すでに私どもの局長が答弁しておりますように、国際私法の準拠法には、たとえば婚姻の場合には夫の本国法によって決めるかという規定がございまして、その夫が二重国籍になりますと二重国籍のどちらの国を基準にして決めるのかというのが一つ問題がございまして、

それともう一つは、実は二重国籍になりますと、国民は常に国に対して忠誠義務を持っておりまして、国の間に利害が対立した場合に、いわば忠ならんと欲すれば孝ならず孝ならんと欲すれば忠ならずというような事態が生ずるわけでございます。そういう二重国籍の場合をどう処理するのかがいいのかがまだ世界的に決まっておらないと私どもは理解しておるわけです。そのために、御指摘のようにフランス、ドイツは改正しておりますけれども、フランス、ドイツの近隣の諸国でもまだ改正をしておりませんし、それから、わが国の近辺の国ではまだ改正をしていないわけでございます。私どもとしてはそういう意味では、こういう二重国籍を生じてもいいのかわかという点について内部的にはいま検討しておりますけれども、まだそこを踏ん切れない状態でございます。これを踏ん切れない状態を

しつづ内部的な検討を続けていきたいと考えております。
○塩谷委員長 これにて両件に対する質疑は終了いたしました。

○塩谷委員長 これより両件に対する討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、順次採決いたします。
まず、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるとの件について採決いたします。
本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立
○塩谷委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。
次に、市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるとの件について採決いたします。
本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立
○塩谷委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。

○塩谷委員長 この際、大坪健一郎君、土井たか子君、渡部一郎君、渡辺朗君、寺前巖君、依田実君、橋崎弥之助君より、両件に要望決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者より趣旨の説明を求めます。大坪健一郎君。

○大坪委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党、革新共同、新自由クラブ及び社会民主連合を代表して、ただいま議題となりました動議についてその趣旨の御説明をいたします。
案文の朗読をもって趣旨の説明にかえさせていただきます。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるとの件及び市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結について承認を求めるとの件に対する要望決議(案)

国際人権規約を批准するにあたり、人権及び基本的自由の尊重は、日本国憲法を支える理念の一つであることを十分認識し、政府は、左の事項につき誠実に努力すべきである。
一、国際的平和と人権の尊重が不可分の関係にあるとの立場に立脚し、人権及び基本的自由の国際的保障を確保するために、一層の外交的努力を行うこと。
一、国際人権規約において認められる諸権利の完全な実現を達成するため、当該規約の規定に従つて必要な国内的措置を講ずること。
一、すべての者は法の前に平等であり、人種、言語、宗教等によるいかなる差別もしてはならないとの原則にのっとり、外国人の基本的人権の保障をさらに充実するよう必要な措置を講ずること。
一、男女平等の原則に基づき、政治・経済・社会・教育等あらゆる分野における婦人の権利の伸張に一層の努力を行うこと。
一、国際人権規約の留保事項につき、将来の諸般の動向を見て検討を行うこと。
一、任意的調停制度の宣言(B規約四十一条宣言)について、その制度の運用の実情を勘案し、積極的に検討すること。
二、選択議定書の締結については、その運用状況を見守り、積極的に検討すること。
以上であります。

○塩谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立
○塩谷委員長 起立総員。よって、両件に要望決議

議を付することに決しました。
この際、ただいまの要望決議について政府の所信を求めます。外務大臣園田直君。

○園田国務大臣 ただいま、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結につき本委員会の御承認をいただきましたことにつき、心から厚く御礼を申し上げます。
両規約は、国連で採択された人権に関する基本的な条約であり、内容が広範多岐にわたるため、国会提出に至るまで検討に多大の時間を要したわけでありますが、かかる大きな案件を、今国会における審議の結果、御承認いただきましたことは、各位の御理解、御努力のたまものでございます。
ただいま採択されました本決議につきましては、政府としては当然の義務であり、今後ともこの決議の趣旨を踏まえ、最善の努力をいたす所存でございます。
ありがとうございます。(拍手)

○塩谷委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました両件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○異議なし(と呼ぶ者あり)
○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
〔報告書は附録に掲載〕
○塩谷委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時二十二分散会。